

大阪市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月20日

大阪市長 橋下 徹

大阪市条例第104号

大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第1項の表中「、第45条第4項第2号」を削る。

第45条第1項ただし書中「に至つた日以後」を「期間中」に、「、その日の属する月の翌月以降」を「、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月まで」に、「その日の属する年度分の市民税額のうちその日の属する月の翌月以降の」を「その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における」に、「（その日）を」（その期間の初日）に、「には、その日」を「（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日」に、「からその日」を「からその期間の初日」に、「期間中の」を「期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における」に、「に6月末日が含まれる場合」を「の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）」に、「同日」を「その期間の初日」に、「失業した日の前日」を「その期間の初日の属する月の末日」に改め、「、第6号に規定する減免については、被相続人（法第9条第1項に規定する被相続人をいう。以下同じ。）に係る税額のうち当該被相続人の死亡の日以後に納期限が到来する部分の税額に」を削り、同項第1号中「その他」を「を受ける者又は」に、「を受けている者」を「（生活保護法の規定による扶助を除く。）を受ける者（附則第100項の規定により所得割を課されない者に限る。）」に改め、同項第2号中「で市規則で定めるもの」を「（雇用保険法第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者及びこれと同様の失業状態にあると認められる者（市規則で定める者を除く。）をいう。）」に改め、同号ア中「1,150,000円」を「1,700,000円」に、「当該」を「320,000円及び当該」に、「1,110,000円」を「350,000円」に改め、同号イ中「1,450,000円」を「2,100,000円」に、「当該」を「320,000円及び当該」に、「1,110,000円」を「350,000円」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき

350,000円を加算した金額)以下の者(ア又はイに該当する者を除く。)

100分の50に相当する額の減額

第45条第1項第3号中「年中」を「年度の初日の属する年中」に改め、同号ア中「1,150,000円」を「1,700,000円」に、「当該」を「320,000円及び当該」に、「1,110,000円」を「350,000円」に改め、同号イ中「1,450,000円」を「2,100,000円」に、「当該」を「320,000円及び当該」に、「1,110,000円」を「350,000円」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額)以下の者(ア又はイに該当する者を除く。)

市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の30に相当する額の減額

第45条第1項第4号を次のように改める。

(4) 当該年度に係る賦課期日において障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当する者

ア 前年の合計所得金額が1,300,000円以下の者 100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が1,350,000円以下の者(アに該当する者を除く。)

) 100分の50に相当する額の減額

第45条第1項中第5号及び第6号を削り、同条第9項中「第2項各号」を「第3項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第1項第1号から第5号まで」を「第1項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を削り、同条第6項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第1項の規定は、同項に規定する申請の時に於いて、既に納付されている市民税額については、適用しない。

第45条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中第1号を削り、同項第2号中「非営利型法人並びに」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中第3号を次のように改める。

(3) 年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌

年の3月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（災害による被害を受けた日が4月1日から6月末日までの間である場合には、その日の属する年度の4月1日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額

第45条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による減免を受ける者について、当該年度の市民税額が変更され、又は特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する市民税額が普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたこと等により、同項の規定による減免を受ける他の者との均衡を失することとなると市長が認めるときは、これらの者との均衡を考慮して市長が定めるところにより、減免の対象となる部分の税額を調整することができる。

第71条第1項第1号中「土地区画整理法」を「本市が施行する土地区画整理法」に、「以下「」を「以下「本市施行の」に改め、同項第2号及び第3号中「土地区画整理事業」を「本市施行の土地区画整理事業」に改め、同項中第4号を削り、同項第5号中「受けている」を「受ける」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号から第13号までを削る。

附則第114項中「第45条第4項第2号」を「第45条第5項第1号」に改める。

附則第133項中「第20条第3項又は第5項」を「第20条第2項」に改める。

附則第139項第1号中「関して」を「関して原子力規制委員会設置法附則第54条による改正前の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、附則第133項及び第139項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新条例第71条の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の大阪州市税条例第71条第1項第1号から第3号の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地区画整理事業に係る土地については、なおその効力を有する。

(1) 平成24年12月31日までに土地区画整理法第4条第1項の土地区画整理事業の施行の認可、同法第14条第1項の土地区画整理組合の設立の認可、同条第3項の規定による事業計画の認可、同法第51条の2第1項の土地区画整理事業の施行の認可、同法第52条第1項後段の事業計画において定める設計の概要の認可又は同法第71条の2第1項の規定による事業計画の認可を受けた土地区画整理事業（本市が施行するものを除く。）

(2) 平成24年12月31日までに土地区画整理法第66条第1項の規定により事業計画が決定された土地区画整理事業